

項 目	テレビジョン受信機用ブースター
１ 内容 電気用品安全法において、「テレビジョン受信機用ブースター」の対象・非対象の取扱いはどのようになっていますか。	
２ 回答 電気用品安全法上は、次のように取り扱っています。 （１）テレビ放送電波を個別に受信するための「テレビジョン受信機用ブースター」であって、一般家庭に用いることができるものであるときは、対象として取り扱う。 （２）設備用に設計・製造された「テレビジョン受信機用ブースター」であって、専らケーブルテレビ施設、テレビ共同受信施設等に限って用いられるものであるときは、非対象として取り扱う。	